

(独) 日本学生支援機構 奨学金の貸与を受けていた方へ

＜奨学金の返還および各種手続きで問題を抱えてはいませんか？＞

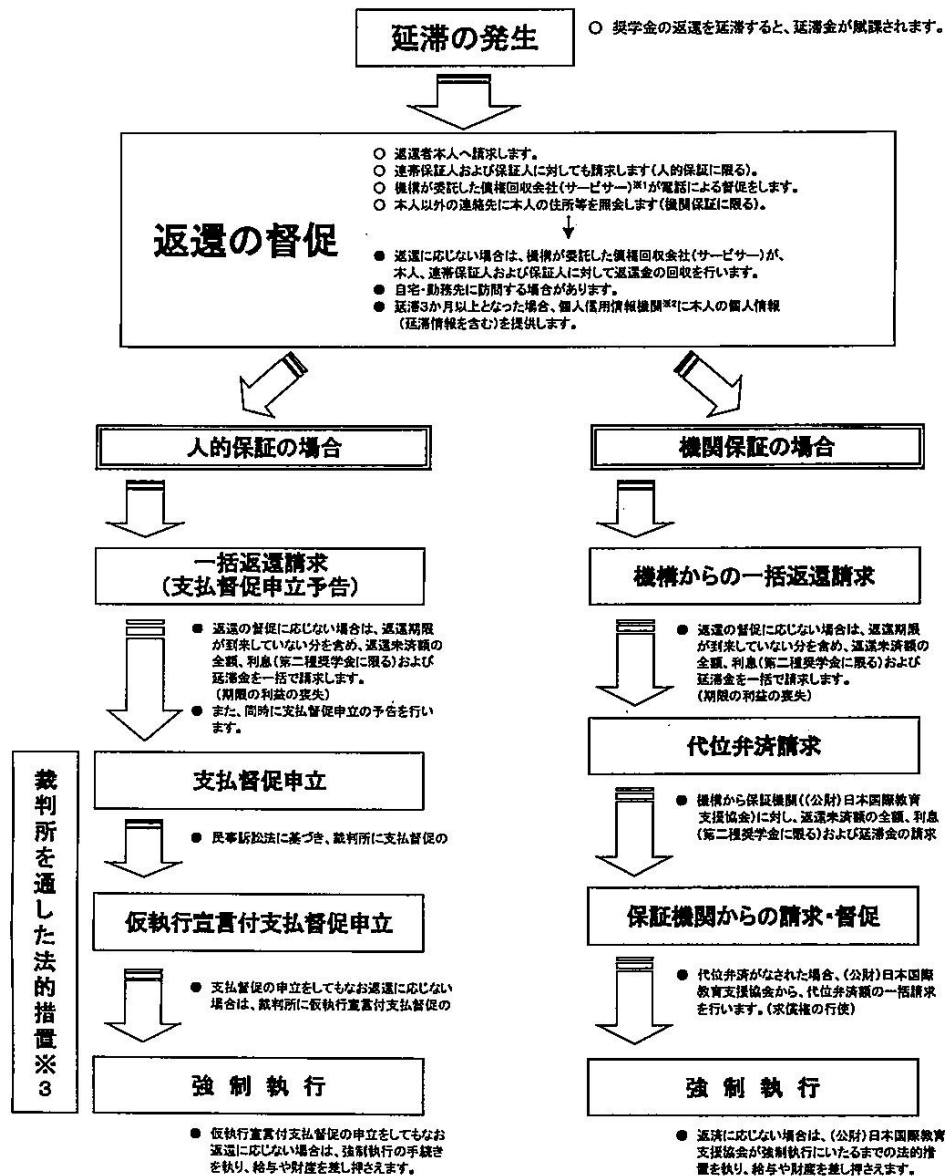
(独) 日本学生支援機構 奨学金制度は、学業を続けることを希望する学生が、経済的な理由により断念せざるを得ない状況を回避するために、様々な条件において採用基準内であると認められた場合に貸与を受けることができる制度です。

そのため、卒業後には、個人の契約に沿った形で返還していく必要があります。

奨学金の返還については、個人差もありますが、多くの場合に長い期間を要します。その期間には、住所の変更、勤め先の変更、氏名の変更などが生じることもあります。その場合には、必要に応じて、各種変更手続きをとるようにしてください。

万が一、特別な事情により返還が困難になり、返還猶予等の手続きをとらないまま返還が滞った場合、以下の法的措置を取られることとなります。

返還延滞による督促及び法的措置の流れ



※1 債権回収会社とは、「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づいて法務大臣から債権管理回収業の許可を受けた、債権の管理回収を専門とする株式会社のことをいい、通称「サービサー」と呼ばれるものです。

※2 個人信用情報機関とは、会員(銀行等)から消費者の個人信用情報(消費者のローンやクレジットに関する情報である契約内容、利用状況、返済状況など個人の経済的信用に関する情報)を収集・蓄積し、会員(銀行等)からの照会に対し信用情報を提供する業務を行う機関です。

※3 支払督促申立以降に生じた費用は、本人の負担となります。

※返還に関する問い合わせは、本人が直接、(独) 日本学生支援機構 奨学金返還相談センターにお問い合わせください。

0570-666-301 (ナビダイヤル・全国共通)

8:30~20:00 月曜~金曜(土日祝日・年末年始を除く)